

新

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン

令和6年4月  
館山市

旧

土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン

平成31年4月  
館山市

新	旧
目 次	目 次
第 1 章 設計変更ガイドライン策定の目的・・・・・・・・・・・・・1	第 1 章 設計変更ガイドライン策定の目的・・・・・・・・・・・・・1
1-1 ガイドラインの目的・・・・・・・・・・・・・1	1-1 ガイドラインの目的・・・・・・・・・・・・・1
1-1-1 発注者の留意事項・・・・・・・・・・・・・1	1-1-1 発注者の留意事項・・・・・・・・・・・・・1
1-1-2 受注者の留意事項・・・・・・・・・・・・・2	1-1-2 受注者の留意事項・・・・・・・・・・・・・2
第 2 章 設計変更・・・・・・・・・・・・・3	第 2 章 設計変更・・・・・・・・・・・・・3
2-1 設計変更の基本事項・・・・・・・・・・・・・3	2-1 設計変更の基本事項・・・・・・・・・・・・・3
2-2 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き・・・・・・・・・・・・・9	2-2 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き・・・・・・・・・・・・・9
2-2-1 設計図書が互いに一致しない場合（契約書第 18 条第 1 項第 1 号）・・・・・・・・・・・・・9	2-2-1 設計図書が互いに一致しない場合（契約書第 19 条第 1 項第 1 号）・・・・・・・・・・・・・9
2-2-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第 18 条第 1 項第 2 号）・・・・・・・・・・・・・10	2-2-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第 19 条第 1 項第 2 号）・・・・・・・・・・・・・10
2-2-3 設計図書の表示が明確ではない場合（契約書第 18 条第 1 項第 3 号）・・・・・・・・・・・・・11	2-2-3 設計図書の表示が明確ではない場合（契約書第 19 条第 1 項第 3 号）・・・・・・・・・・・・・11
2-2-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第 18 条第 1 項第 4 号）・・・・・・・・・・・・・11	2-2-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第 19 条第 1 項第 4 号）・・・・・・・・・・・・・11
2-2-5 予期することが出来ない特別な状況が生じた場合（契約書第 18 条第 1 項第 5 号）・・・・・・・・・・・・・11	2-2-5 予期することが出来ない特別な状況が生じた場合（契約書第 19 条第 1 項第 5 号）・・・・・・・・・・・・・11
2-2-6 発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合 （契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号及び土木工事共通仕様書共通編 1-1-3）・・・・・・・・・・・・・12	2-2-6 発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合 （契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号及び土木工事共通仕様書共通編 1-1-3）・・・・・・・・・・・・・12
2-2-7 設計変更に関わる資料の作成・・・・・・・・・・・・・14	2-2-7 設計変更に関わる資料の作成・・・・・・・・・・・・・14
2-2-8 発注者が必要と認め変更する場合（契約書第 19 条）・・・・・・・・・・・・・16	2-2-8 発注者が必要と認め変更する場合（契約書第 20 条）・・・・・・・・・・・・・16
2-2-9 受注者からの請求により工期を延長する場合（契約書第 22 条）・・・・・・・・・・・・・17	2-2-9 受注者からの請求により工期を延長する場合（契約書第 22 条）・・・・・・・・・・・・・17
2-2-10 発注者の請求により工期を短縮する場合（契約書第 23 条）・・・・・・・・・・・・・18	2-2-10 発注者の請求により工期を短縮する場合（契約書第 23 条）・・・・・・・・・・・・・18
2-3 指定と任意の正しい運用・・・・・・・・・・・・・19	2-3 指定と任意の正しい運用・・・・・・・・・・・・・19
第 3 章 施工条件明示・・・・・・・・・・・・・21	第 3 章 施工条件明示・・・・・・・・・・・・・21
3-1 設計図書への施工条件明示・・・・・・・・・・・・・21	3-1 設計図書への施工条件明示・・・・・・・・・・・・・21
別添・・・・・・・・・・・・・24	別添・・・・・・・・・・・・・24
工事打合せ簿の記載例・・・・・・・・・・・・・24	工事打合せ簿の記載例・・・・・・・・・・・・・24
違算防止のための留意事項・・・・・・・・・・・・・27	違算防止のための留意事項・・・・・・・・・・・・・27
参考資料・・・・・・・・・・・・・29	参考資料・・・・・・・・・・・・・29
設計変更に関する通達・通知等（国からの通達・通知類）	設計変更に関する通達・通知等（国からの通達・通知類）
設計変更に伴う契約変更の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・30	設計変更に伴う契約変更の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・30
「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について・・・・・・・・・・・・・34	「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について・・・・・・・・・・・・・34
「条件明示について」・・・・・・・・・・・・・35	「条件明示について」・・・・・・・・・・・・・35

新	旧
<p>第1章 設計変更ガイドライン策定の目的</p> <p>1-1 ガイドラインの目的 (略)</p> <p>1-1-1 発注者の留意事項</p> <p>請負工事の施工は、設計書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件を明示する。 (「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号))</p> <p>受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行い、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を工事打合せ簿により受注者に通知しなければならない。 (契約書第18条第2項及び第3項)</p> <p>設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面(工事打合せ簿)により行う。(契約書第1条第5項)</p> <p>なお、「変更内容が重要なもの、請負代金の変更、工期の変更等」に係るものは、総括監督員の決裁を得て必要な指示等を行う。</p> <p>同一工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施されている場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連する其他工事の設計変更についても検討する。</p> <p>設計変更後の契約金額や工期は受注者との協議のうえ決定する。 (契約書第24条、第25条)</p> </div> <p>工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(自然条件を含む。)の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。</p> <p>1-1-2 受注者の留意事項</p> <p>受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。</p> <p>適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。</p>	<p>第2章 設計変更ガイドライン策定の目的</p> <p>1-1 ガイドラインの目的 (略)</p> <p>1-1-1 発注者の留意事項</p> <p>請負工事の施工は、設計書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件を明示する。 (「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号))</p> <p>受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行い、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を工事打合せ簿により受注者に通知しなければならない。 (契約書第19条第2項及び第3項)</p> <p>設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は書面(工事打合せ簿)により行う。(契約書第1条第5項)</p> <p>なお、「変更内容が重要なもの、請負代金の変更、工期の変更等」に係るものは、総括監督員の決裁を得て必要な指示等を行う。</p> <p>同一工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施されている場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連する其他工事の設計変更についても検討する。</p> <p>設計変更後の契約金額や工期は受注者との協議のうえ決定する。 (契約書第24条、第25条)</p> </div> <p>工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(自然条件を含む。)の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。</p> <p>1-1-2 受注者の留意事項</p> <p>受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。</p> <p>適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。</p>

新	旧
<p>。 。</p> <p>工事の着手にあたって、設計図書の照査を行い、設計書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに工事打合せ簿により監督職員に通知する。</p> <p style="text-align: center;">（土木工事共通仕様書共通編 1-1-3、契約書第 18 条第 1 項）</p> <p>数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の工事打合せ簿による指示に従い施工する。（独自の判断で施工しない）</p> <p>受注者自らの提案・変更の場合は設計変更の対象とならない。 ただし、現場において、施工上の条件が変わった場合は協議により設計変更の対象となる。</p>	<p>。 。</p> <p>工事の着手にあたって、設計図書の照査を行い、設計書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに工事打合せ簿により監督職員に通知する。</p> <p style="text-align: center;">（土木工事共通仕様書共通編 1-1-3、契約書第 19 条第 1 項）</p> <p>数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の工事打合せ簿による指示に従い施工する。（独自の判断で施工しない）</p> <p>受注者自らの提案・変更の場合は設計変更の対象とならない。 ただし、現場において、施工上の条件が変わった場合は協議により設計変更の対象となる。</p>
<p>第 2 章 設計変更</p> <p>2 - 1 設計変更の基本事項</p> <p>( 1 ) 定義 （略）</p> <p>( 2 ) 基本原則</p> <p>設計変更に伴う契約変更の範囲としては、次のように規定されている。</p>	<p>第 2 章 設計変更</p> <p>2 - 1 設計変更の基本事項</p> <p>( 1 ) 定義 （略）</p> <p>( 2 ) 基本原則</p> <p>設計変更に伴う契約変更の範囲としては、次のように規定されている。</p>
<p>（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和 44 年 3 月 31 日建設省東地厚発第 31 号の 2）） 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。</p> <p>（注）工事量の設計表示単位は、千葉県積算基準（共通編・その 1）第 5 章 数値基準等に基づき、適正に定めるものとする。</p> <p>「千葉県積算基準（共通編・その 1）第 5 章 数値基準等」に記載の設計表示単位及び設計表示数値に満たない小規模工事については、工事の内容、規模に応じて定める必要がある。</p> <p>一式工事については、受注者に図面、仕様書において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、設計変更の対象としない。</p> <p>変更見込額が請負代金額の 30% を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途契約とする。</p>	<p>（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和 44 年 3 月 31 日建設省東地厚発第 31 号の 2）） 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。</p> <p>（注）工事量の設計表示単位は、千葉県積算基準（共通編・その 1）第 5 章 数値基準等に基づき、適正に定めるものとする。</p> <p>「千葉県積算基準（共通編・その 1）第 5 章 数値基準等」に記載の設計表示単位及び設計表示数値に満たない小規模工事については、工事の内容、規模に応じて定める必要がある。</p> <p>一式工事については、受注者に図面、仕様書において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、設計変更の対象としない。</p> <p>変更見込額が請負代金額の 30% を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途契約とする。</p>

新	旧
<p data-bbox="264 288 808 309">「変更見込金額が請負代金額の 30%を超える工事」について</p> <div data-bbox="212 328 1050 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="230 352 1010 437">変更見込金額が請負代金額の 30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別契約とするが、契約書第 27 条（臨機の措置）に係る施工、緊急工事については別途考慮する。</p> </div> <p data-bbox="248 512 831 533">「軽微な設計変更に伴うもの」とは、次に掲げるもの以外をいう。</p> <div data-bbox="212 555 1117 940" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="295 576 725 596">構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの。</p> <p data-bbox="295 639 1016 724">新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の 20%を超えるもの。</p> <div data-bbox="560 756 1093 863" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> <p data-bbox="577 767 1075 820">昭和 44 年 3 月 31 日 建設省東地厚発第 31 号の 2 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の 9 参照</p> </div> </div>	<p data-bbox="1196 288 1740 309">「変更見込金額が請負代金額の 30%を超える工事」について</p> <div data-bbox="1142 328 1980 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1160 352 1939 437">変更見込金額が請負代金額の 30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別契約とするが、契約書第 27 条（臨機の措置）に係る施工、緊急工事については別途考慮する。</p> </div> <p data-bbox="1178 512 1760 533">「軽微な設計変更に伴うもの」とは、次に掲げるもの以外をいう。</p> <div data-bbox="1142 555 2042 940" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1225 576 1655 596">構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの。</p> <p data-bbox="1225 639 1946 724">新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の 20%を超えるもの。</p> <div data-bbox="1489 756 2022 863" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> <p data-bbox="1507 767 2004 820">昭和 44 年 3 月 31 日 建設省東地厚発第 31 号の 2 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の 9 参照</p> </div> </div>
<p data-bbox="219 994 983 1078">注) 本書は、契約の一事項として扱うこととし、仕様書へその旨を記載する。 土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの契約図書の位置づけについて 変更基準の明確化、設計変更の運用徹底を図るため仕様書に明記すること。</p> <p data-bbox="208 1121 365 1174">【記載例】仕様書 第 条</p> <div data-bbox="208 1187 1099 1353" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="239 1217 1046 1334">設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び土木工事共通仕様書第 1 編共通編 1-1-14 から 1-1-16 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン 令和 6 年 4 月（館山市）」によるところとする</p> </div>	<p data-bbox="1146 994 1910 1078">注) 本書は、契約の一事項として扱うこととし、仕様書へその旨を記載する。 土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの契約図書の位置づけについて 変更基準の明確化、設計変更の運用徹底を図るため仕様書に明記すること。</p> <p data-bbox="1135 1121 1292 1174">【記載例】仕様書 第 条</p> <div data-bbox="1135 1187 2027 1353" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1167 1217 1973 1334">設計変更等については、契約書第 19 条から第 25 条及び土木工事共通仕様書第 1 編共通編 1-1-13 から 1-1-15 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン 平成 3 1 年 4 月（館山市）」によるところとする</p> </div>

新

3) 設計変更を行う場合  
館山市の建設工事請負契約書（以下「契約書」という。では、設計変更を行う場合について次のように規定している。

表 1 主な設計変更を行う場合とその根拠条文

設計変更を行う場合	根 拠
1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書が互いに一致しない場合 ( 2 - 2 - 1 )	契約書第 18 条 第 1 項第 1 号
2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 ( 2 - 2 - 2 )	契約書第 18 条 第 1 項第 2 号
3 設計図書の表示が明確でない場合 ( 2 - 2 - 3 )	契約書第 18 条 第 1 項第 3 号
4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 ( 2 - 2 - 4 )	契約書第 18 条 第 1 項第 4 号
5 設計書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じた場合 ( 2 - 2 - 5 )	契約書第 18 条 第 1 項第 5 号
6 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合 ( 2 - 2 - 6 )	契約書第 18 条 土木工事共通仕様書 共通編 1-1-3
7 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計変更する場合 ( 2 - 2 - 8 )	契約書第 19 条
8 受注者からの請求により工期を延長する場合 ( 2 - 2 - 9 )	契約書第 22 条

上記以外にも契約書では、支給材料及び貸与品（契約書第 15 条）設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等（契約書第 17 条）、発注者の請求による工期短縮（契約書第 23 条）などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

旧

( 3 ) 設計変更を行う場合  
館山市の建設工事請負契約書（以下「契約書」という。では、設計変更を行う場合について次のように規定している。

表 1 主な設計変更を行う場合とその根拠条文

設計変更を行う場合	根 拠
1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書が互いに一致しない場合 ( 2 - 2 - 1 )	契約書第 19 条 第 1 項第 1 号
2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 ( 2 - 2 - 2 )	契約書第 19 条 第 1 項第 2 号
3 設計図書の表示が明確でない場合 ( 2 - 2 - 3 )	契約書第 19 条 第 1 項第 3 号
4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 ( 2 - 2 - 4 )	契約書第 19 条 第 1 項第 4 号
5 設計書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じた場合 ( 2 - 2 - 5 )	契約書第 19 条 第 1 項第 5 号
6 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合 ( 2 - 2 - 6 )	契約書第 19 条 土木工事共通仕様書 共通編 1-1-3
7 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計変更する場合 ( 2 - 2 - 8 )	契約書第 20 条
8 受注者からの請求により工期を延長する場合 ( 2 - 2 - 9 )	契約書第 22 条

上記以外にも契約書では、支給材料及び貸与品（契約書第 16 条）設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等（契約書第 18 条）、発注者の請求による工期短縮（契約書第 23 条）などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

新	旧
<p>(4) 設計変更が不可能なケース            発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経ていない場合は、設計変更はできない。            ただし、契約書第 27 条（臨機の措置）による対応、緊急工事の場合はこの限りではない。</p> <p>&lt;設計変更が不可能な具体的事例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>設計図書に条件の明示がない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合</p> <p>発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合</p> <p>「承諾」で施工した場合</p> <p>工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合            （契約書第 18 条から第 25 条、土木工事共通仕様書 1-1-14 から 1-1-16）</p> <p>正式な書面（工事打合せ簿）によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合</p> </div> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施工条件の変更がないものは対象外            工事を完成する手段（仮設、施工方法等）については、仕様書等に特別の定めがある場合を除いて、本来受注者が自由に施工することができるもので、通常設計変更の対象とはならない。ただし、現場において施工上の条件（地質条件等）が変わった場合は、設計変更の対象となる。            発注者は、設計図書作成時にできるだけ明確に条件明示を行い、設計変更に対応できるようにすることが必要。</li> <li>2. 受注者の都合（責）によるものは対象外            受注者の取引の都合で、設計より高い仕様の製品を現場で利用する場合や、自社機械の利用などで設計と異なる規格の機械で施工する場合など、受注者の都合によるものは設計変更の対象とならない。</li> <li>3. 総合評価方式の技術提案等は対象外            総合評価方式における技術提案は、落札者の決定要素として重要なものであることから、原則として設計変更の対象とならない。            ただし、技術資料に記述した提案であっても、工事施工途中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとする。</li> </ol>	<p>(4) 設計変更が不可能なケース            発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経ていない場合は、設計変更はできない。            ただし、契約書第 27 条（臨機の措置）による対応、緊急工事の場合はこの限りではない。</p> <p>&lt;設計変更が不可能な具体的事例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>設計図書に条件の明示がない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合</p> <p>発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合</p> <p>「承諾」で施工した場合</p> <p>工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合            （契約書第 19 条から第 25 条、土木工事共通仕様書 1-1-13 から 1-1-15）</p> <p>正式な書面（工事打合せ簿）によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合</p> </div> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施工条件の変更がないものは対象外            工事を完成する手段（仮設、施工方法等）については、仕様書等に特別の定めがある場合を除いて、本来受注者が自由に施工することができるもので、通常設計変更の対象とはならない。ただし、現場において施工上の条件（地質条件等）が変わった場合は、設計変更の対象となる。            発注者は、設計図書作成時にできるだけ明確に条件明示を行い、設計変更に対応できるようにすることが必要。</li> <li>2. 受注者の都合（責）によるものは対象外            受注者の取引の都合で、設計より高い仕様の製品を現場で利用する場合や、自社機械の利用などで設計と異なる規格の機械で施工する場合など、受注者の都合によるものは設計変更の対象とならない。</li> <li>3. 総合評価方式の技術提案等は対象外            総合評価方式における技術提案は、落札者の決定要素として重要なものであることから、原則として設計変更の対象とならない。            ただし、技術資料に記述した提案であっても、工事施工途中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとする。</li> </ol>

新	旧
<p>(5) 設計変更が可能なケース 発注者（監督職員）の指示を受け施工するなど、正規の手続きを経た場合は、設計変更できる。</p> <p>&lt;設計変更が可能な具体的事例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>仮設（任意を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時で予期しえなかった土質条件や地下水等が確認された場合（ただし、所定の手続きが必要）</p> <p>当初発注時点で想定している着工時期に、受注者の責によらず工事着手が出来ない場合</p> <p>所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）</p> <p>受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合</p> <p>受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められる場合</p> </div> <p>【留意事項】 設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。</li> <li>2. 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第 19 条に基づき書面（工事打合せ簿）で行う。 （規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）</li> <li>3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。（軽微な変更は除く。）</li> <li>4. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず工事打合せ簿により指示を行う。 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合も同様とする。</li> <li>5. 工事打合せ簿への概算金額の記載を行う。</li> </ol>	<p>(5) 設計変更が可能なケース 発注者（監督職員）の指示を受け施工するなど、正規の手続きを経た場合は、設計変更できる。</p> <p>&lt;設計変更が可能な具体的事例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>仮設（任意を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時で予期しえなかった土質条件や地下水等が確認された場合（ただし、所定の手続きが必要）</p> <p>当初発注時点で想定している着工時期に、受注者の責によらず工事着手が出来ない場合</p> <p>所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）</p> <p>受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合</p> <p>受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められる場合</p> </div> <p>【留意事項】 設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。</li> <li>2. 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第 20 条に基づき書面（工事打合せ簿）で行う。 （規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）</li> <li>3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。（軽微な変更は除く。）</li> <li>4. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず工事打合せ簿により指示を行う。 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合も同様とする。</li> <li>5. 工事打合せ簿への概算金額の記載を行う。</li> </ol>

## 新

ただし、以下の事項を条件とする。

記載する概算金額は、『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。  
また、緊急に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行う。

概算金額については、契約金額ベースで記載する。

ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にする。

概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。

工事打合せ簿への記載方法について、別添「工事打合せ簿記載例」を参考とする。

協議：監督職員と受注者が結論を得るために対等な立場で合議し、その結果を書面に残すことをいう。

承諾：受注者が書面で申し出た事項について、書面により同意することをいう。  
受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得たもの  
設計変更不可

指示：監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し実施させることをいう。  
協議により、監督職員が受注者に対し書面により指示したものの  
設計変更可能

契約書第 27 条（臨機の措置）については別途考慮する。

## 旧

ただし、以下の事項を条件とする。

記載する概算金額は、『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。  
また、緊急に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行う。

概算金額については、契約金額ベースで記載する。

ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にする。

概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。

工事打合せ簿への記載方法について、別添「工事打合せ簿記載例」を参考とする。

協議：監督職員と受注者が結論を得るために対等な立場で合議し、その結果を書面に残すことをいう。

承諾：受注者が書面で申し出た事項について、書面により同意することをいう。  
受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得たもの  
設計変更不可

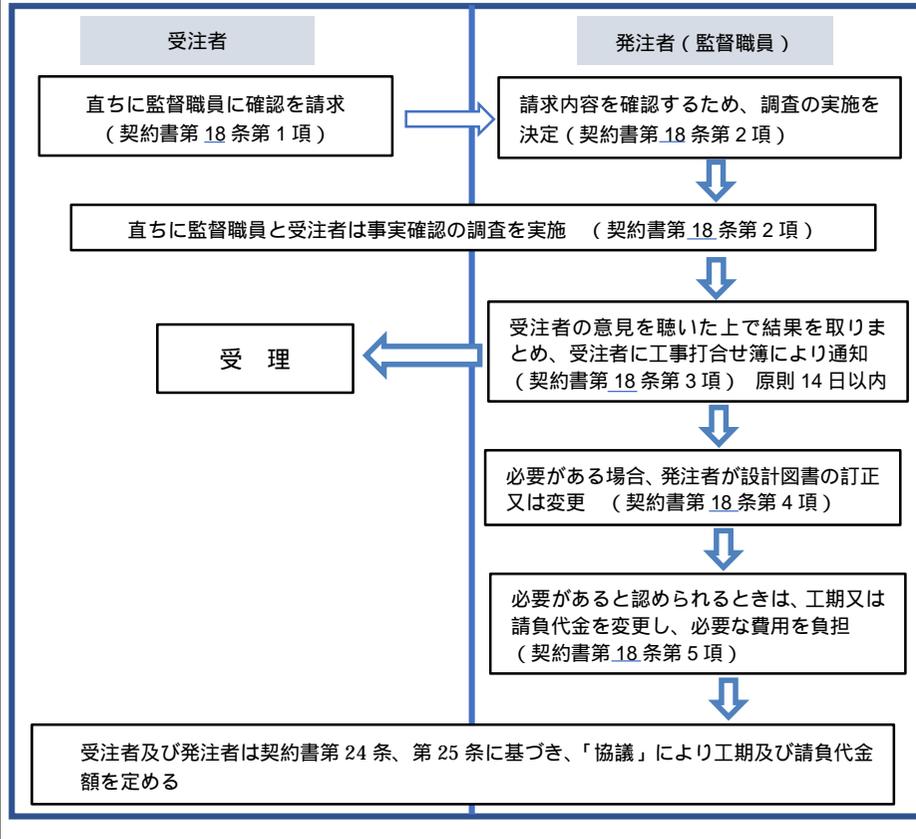
指示：監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し実施させることをいう。  
協議により、監督職員が受注者に対し書面により指示したものの  
設計変更可能

契約書第 27 条（臨機の措置）については別途考慮する。

新

2 - 2 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き  
 工事を実施していく中で、2 - 1 ( 3 ) の表 1 に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事を施工できない場合がある。  
 このような場合には、工事の目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになる。  
 以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示す。

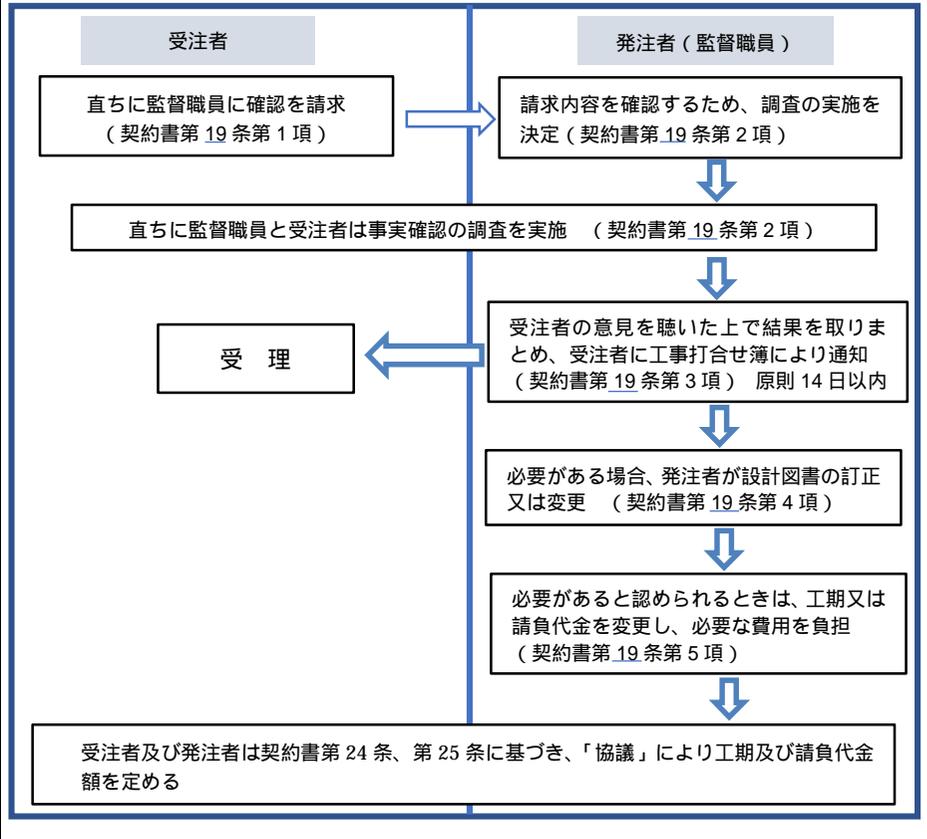
2 - 2 - 1 設計図書が互いに一致しない場合 ( 契約書第 18 条第 1 項第 1 号 )  
 図 1 ( 2 - 2 - 1 から 2 - 2 - 5 共通 )



旧

2 - 2 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き  
 工事を実施していく中で、2 - 1 ( 3 ) の表 1 に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事を施工できない場合がある。  
 このような場合には、工事の目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになる。  
 以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示す。

2 - 2 - 1 設計図書が互いに一致しない場合 ( 契約書第 19 条第 1 項第 1 号 )  
 図 1 ( 2 - 2 - 1 から 2 - 2 - 5 共通 )



## 新

### (1) 具体的な事例

図面と仕様書又は工事数量総括表でH鋼の規格が一致しない  
図面と仕様書又は工事数量総括表で管の口径が一致しない  
図面と仕様書又は工事数量総括表の数量（管布設延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない

### (2) 設計変更を行うまでの手続き

図1のとおり。

### 2-2-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第1項第2号）

#### (1) 具体的な事例

設計図書に誤謬がある場合  
同一部分の舗装構成等の記載が図面によって異なる  
設計図書に示されている矢板の打設方法では、明示されている土質で施工できない

設計図書に脱漏がある場合  
条件明示をする必要があるにも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない  
条件明示をする必要があるにも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない  
条件明示をする必要があるにも係わらず、交通誘導員に関する一切の条件明示がない  
条件明示をする必要があるにも係わらず、使用する部材の品質等が明示されていない

### (2) 設計変更を行うまでの手続き

2-2-1(2)図1と同様。

### 2-2-3 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条第1項第3号）

#### (1) 具体的な事例

図面の記載内容が読み取れない  
使用する材料の規格（種類、強度等）が明確でない  
土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確  
水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない

## 旧

### (1) 具体的な事例

図面と仕様書又は工事数量総括表でH鋼の規格が一致しない  
図面と仕様書又は工事数量総括表で管の口径が一致しない  
図面と仕様書又は工事数量総括表の数量（管布設延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない

### (2) 設計変更を行うまでの手続き

図1のとおり。

### 2-2-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第19条第1項第2号）

#### (1) 具体的な事例

設計図書に誤謬がある場合  
同一部分の舗装構成等の記載が図面によって異なる  
設計図書に示されている矢板の打設方法では、明示されている土質で施工できない

設計図書に脱漏がある場合  
条件明示をする必要があるにも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない  
条件明示をする必要があるにも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない  
条件明示をする必要があるにも係わらず、交通誘導員に関する一切の条件明示がない  
条件明示をする必要があるにも係わらず、使用する部材の品質等が明示されていない

### (2) 設計変更を行うまでの手続き

2-2-1(2)図1と同様。

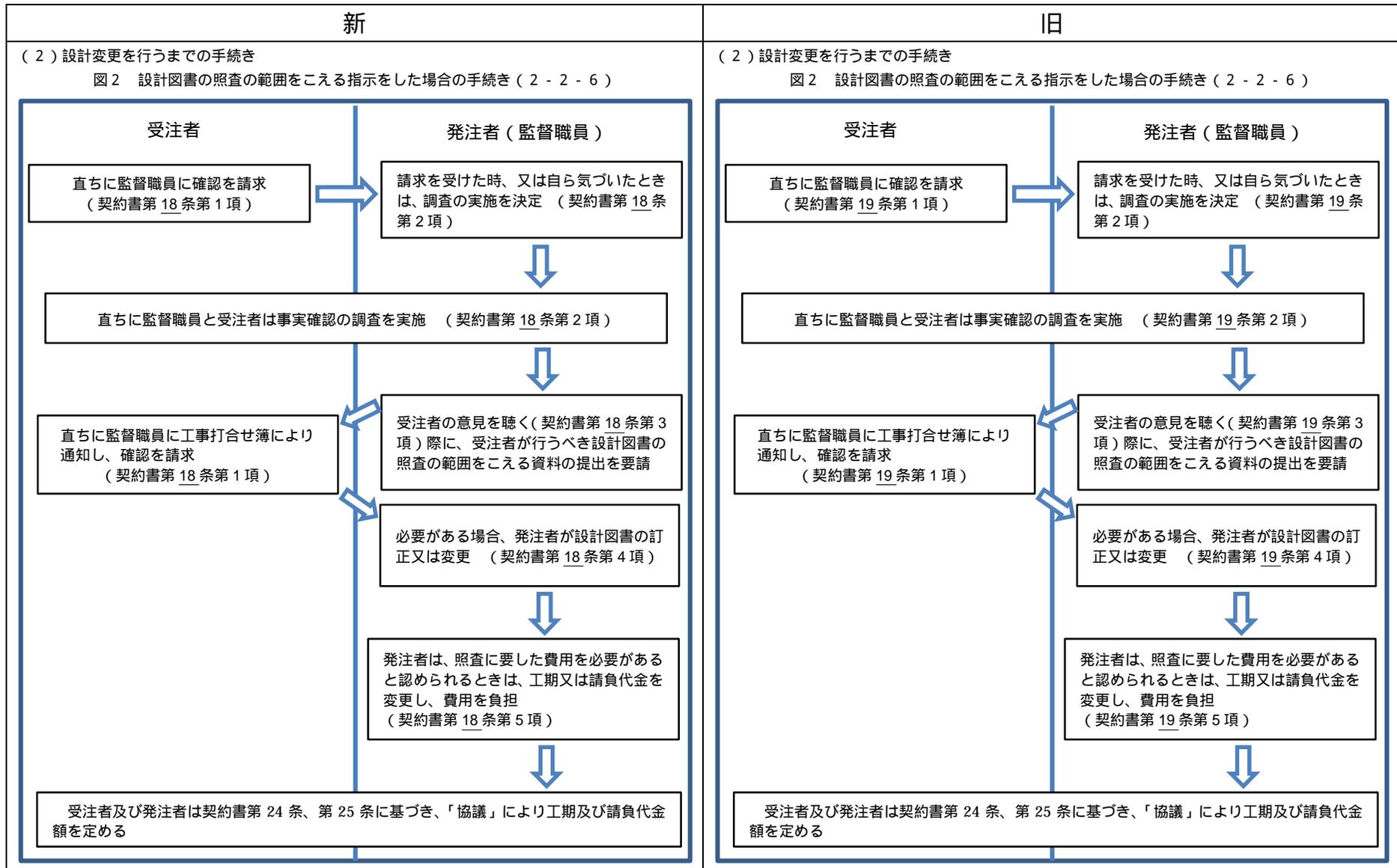
### 2-2-3 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第19条第1項第3号）

#### (1) 具体的な事例

図面の記載内容が読み取れない  
使用する材料の規格（種類、強度等）が明確でない  
土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確  
水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない

新	旧
<p>(2) 設計変更を行うまでの手続き 2 - 2 - 1 (2) 図1と同様。</p> <p>2 - 2 - 4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合 (契約書第18条第1項第4号)</p> <p>(1) 具体的な事例</p> <div data-bbox="215 472 1059 836" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>設計図書に明示された土質や地下水位が現場条件と一致しない  設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない  設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない  設計図書に明示された交通誘導員の人数等と規制図が一致しない  設計図書に明示された埋設物より大きい(多くの)埋設物が設置されていた  設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と実際の劣化の範囲、劣化の程度が一致しない  設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない  設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事が判明した  その他、新たな制約等が発生した場合</p> </div> <p>(2) 設計変更を行うまでの手続き 2 - 2 - 1 (2) 図1と同様。</p> <p>2 - 2 - 5 予期することが出来ない特別な状況が生じた場合 (契約書第18条第1項第5号)</p> <p>(1) 具体的な事例</p> <div data-bbox="215 1051 1059 1163" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>施工中に地中障害物が発見され、撤去が必要となった  工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった  埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった</p> </div> <p>(2) 設計変更を行うまでの手続き 2 - 2 - 1 (2) 図1と同様。</p>	<p>(2) 設計変更を行うまでの手続き 2 - 2 - 1 (2) 図1と同様。</p> <p>2 - 2 - 4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合 (契約書第19条第1項第4号)</p> <p>(1) 具体的な事例</p> <div data-bbox="1149 472 1993 836" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>設計図書に明示された土質や地下水位が現場条件と一致しない  設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない  設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない  設計図書に明示された交通誘導員の人数等と規制図が一致しない  設計図書に明示された埋設物より大きい(多くの)埋設物が設置されていた  設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と実際の劣化の範囲、劣化の程度が一致しない  設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない  設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事が判明した  その他、新たな制約等が発生した場合</p> </div> <p>(2) 設計変更を行うまでの手続き 2 - 2 - 1 (2) 図1と同様。</p> <p>2 - 2 - 5 予期することが出来ない特別な状況が生じた場合 (契約書第19条第1項第5号)</p> <p>(1) 具体的な事例</p> <div data-bbox="1149 1051 1993 1163" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>施工中に地中障害物が発見され、撤去が必要となった  工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった  埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった</p> </div> <p>(2) 設計変更を行うまでの手続き 2 - 2 - 1 (2) 図1と同様。</p>

新	旧
<p>2 - 2 - 6 発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合  ( 契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号  及び土木工事共通仕様書共通編 1 - 1 - 3 )</p> <p>( 1 ) 具体的な事例 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる作業の事例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>設計根拠まで遡る設計図書の見直し  現地測量の結果、排水路計画等を新たに作成する必要があるもの又は土工の縦横断面の見直しが必要となるもの  構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの  構造物の載荷高さが変更となり、構造物の再計算が必要となるもの  構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの  基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成  土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成  構造物の応力計算の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査  舗装修繕工事等の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合。ただし、設計図書で縦横断面図が示されておらず土木工事共通仕様書第 3 編 2-6-15 路面切削工、2-6-17 オーバーレイ工に該当し縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる）</p> </div> <p>適正な設計図書に基づく数量の算出及び工事完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとする。</p>	<p>2 - 2 - 6 発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合  ( 契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号  及び土木工事共通仕様書共通編 1 - 1 - 3 )</p> <p>( 1 ) 具体的な事例 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる作業の事例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>設計根拠まで遡る設計図書の見直し  現地測量の結果、排水路計画等を新たに作成する必要があるもの又は土工の縦横断面図の見直しが必要となるもの  構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの  構造物の載荷高さが変更となり、構造物の再計算が必要となるもの  構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの  基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成  土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成  構造物の応力計算の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査  舗装修繕工事等の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合。ただし、設計図書で縦横断面図が示されておらず土木工事共通仕様書第 3 編 2-6-15 路面切削工、2-6-17 切削オーバーレイ工事に該当し縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる）</p> </div> <p>適正な設計図書に基づく数量の算出及び工事完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとする。</p>



## 新

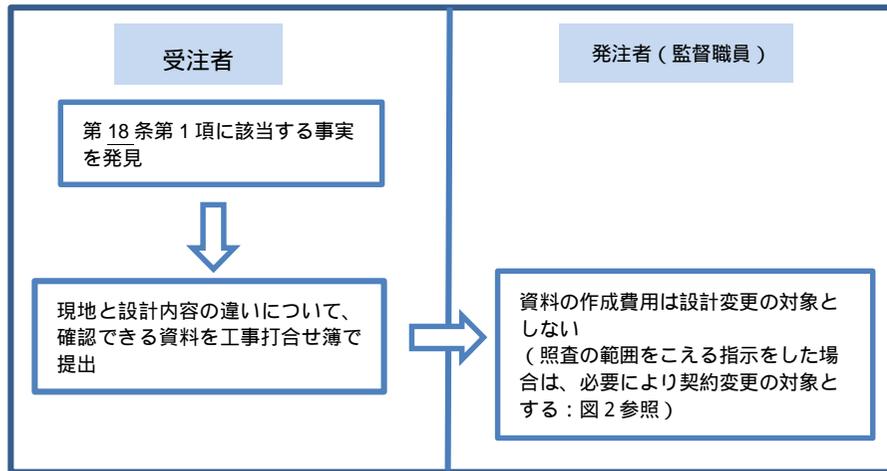
### 2 - 2 - 7 設計変更に関わる資料の作成

#### 設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応

#### 1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して契約書第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。  
なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。  
ただし、照査の範囲をこえる指示をした場合は、必要により契約変更の対象とする。

図 3 設計照査に必要な資料作成を行う場合の手続き ( 2 - 2 - 7 )



## 旧

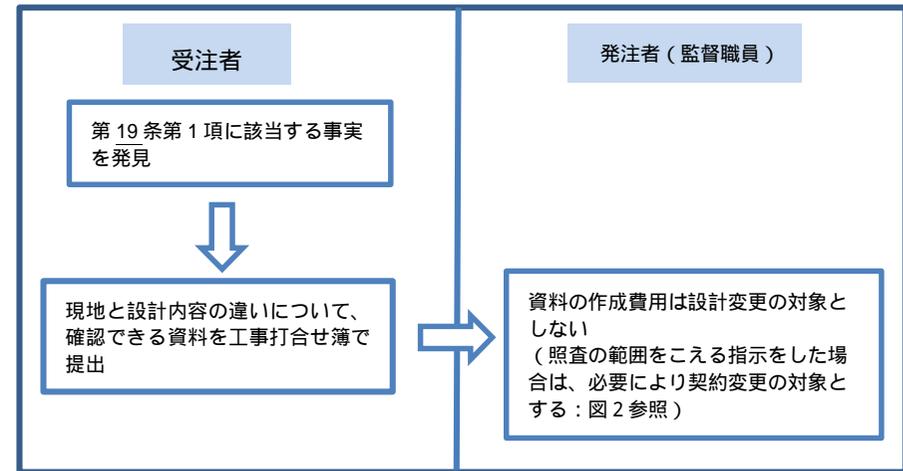
### 2 - 2 - 7 設計変更に関わる資料の作成

#### 設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応

#### 1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して契約書第 19 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。  
なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。  
ただし、照査の範囲をこえる指示をした場合は、必要により契約変更の対象とする。

図 3 設計照査に必要な資料作成を行う場合の手続き ( 2 - 2 - 7 )



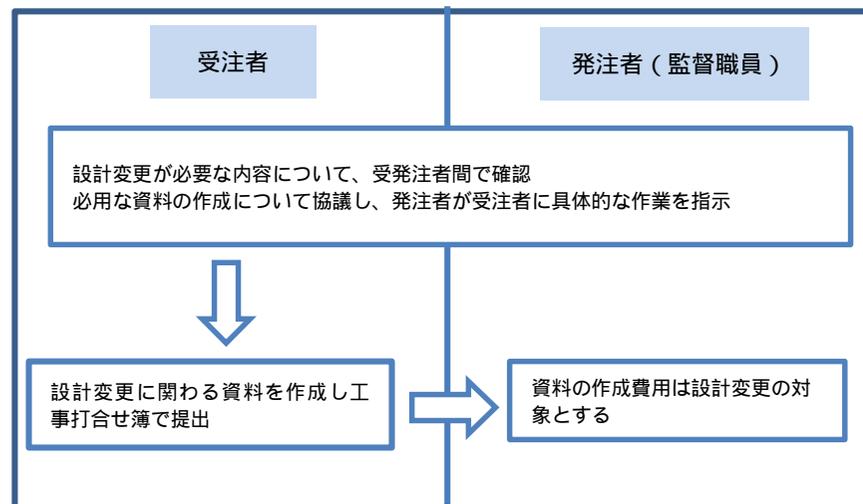
## 新

### 2) 設計変更に必要な資料作成

契約書第 18 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。増加費用については、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

図 4 設計変更に必要な資料作成を行う場合の手続き (2 - 2 - 7)



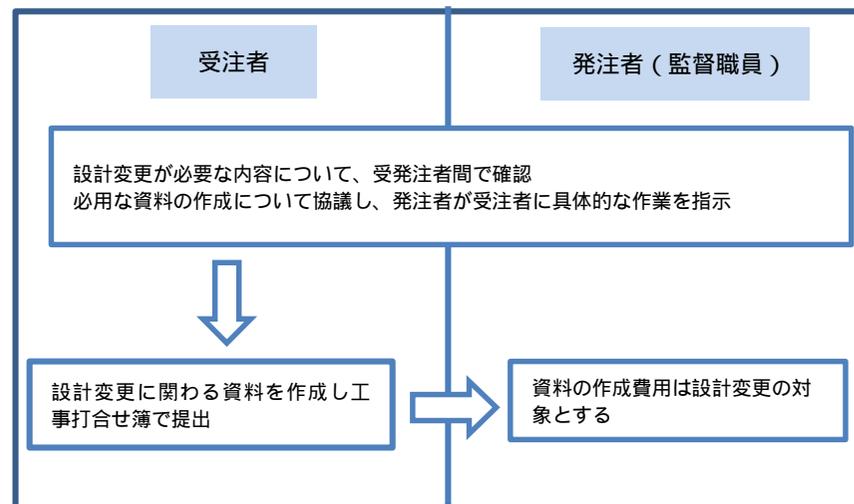
## 旧

### 2) 設計変更に必要な資料作成

契約書第 19 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第 19 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。増加費用については、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

図 4 設計変更に必要な資料作成を行う場合の手続き (2 - 2 - 7)



## 新

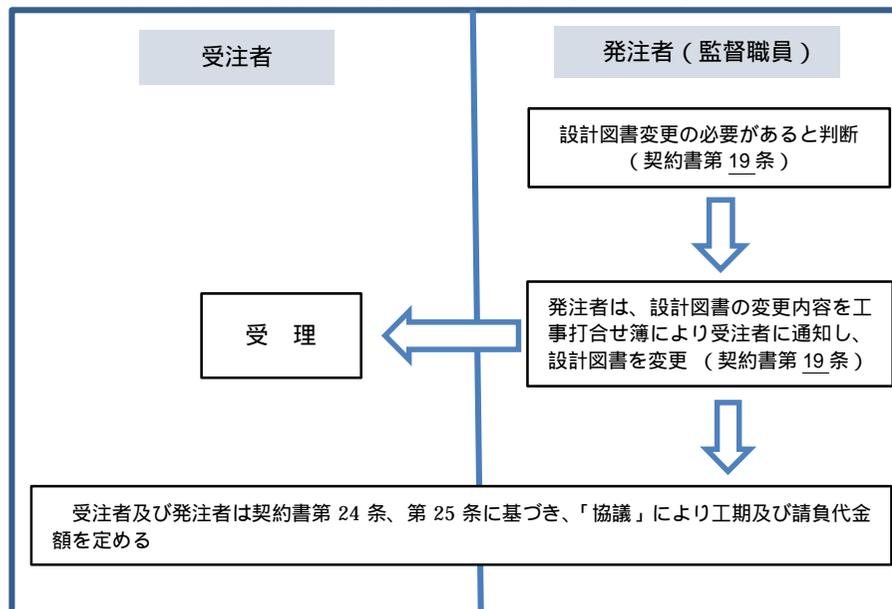
2 - 2 - 8 発注者が必要と認め変更する場合（契約書第 19 条）

（ 1 ）具体的な事例 安全性、緊急性、用地関係等、事由を明確化する必要がある

地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する  
 地元調整の結果、施工時間、施工期間を変更する  
 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する  
 警察、河川・鉄道等施設の管理者、電気・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容の変更、工種の追加をする  
 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する  
 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものは除く）を必要と判断し、追加する  
 当初設計で指定していた建設副産物の処分を変更する

（ 2 ）設計変更を行うまでの手続き

図 5 発注者が必要と認め変更する場合の手続き（ 2 - 2 - 8 ）



## 旧

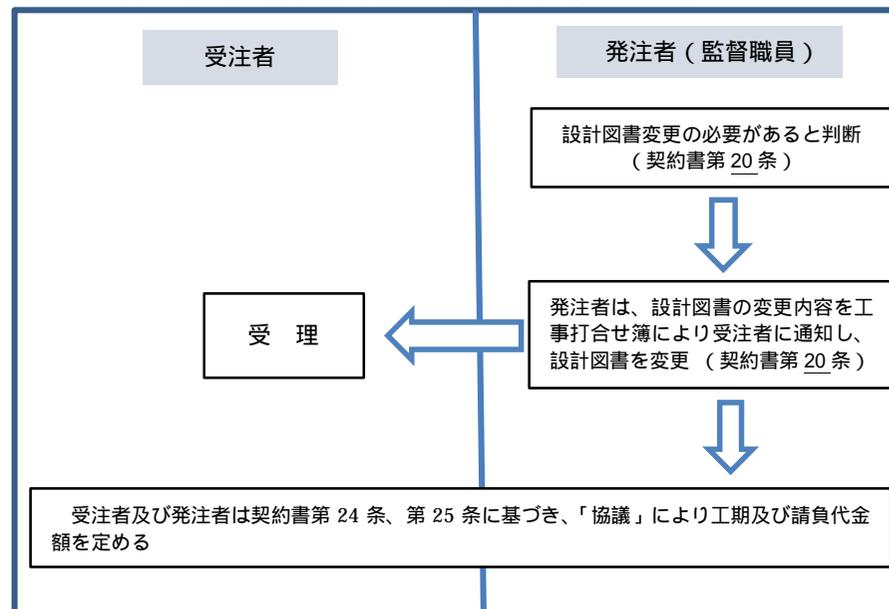
2 - 2 - 8 発注者が必要と認め変更する場合（契約書第 20 条）

（ 1 ）具体的な事例 安全性、緊急性、用地関係等、事由を明確化する必要がある

地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する  
 地元調整の結果、施工時間、施工期間を変更する  
 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する  
 警察、河川・鉄道等施設の管理者、電気・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容の変更、工種の追加をする  
 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する  
 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものは除く）を必要と判断し、追加する  
 当初設計で指定していた建設副産物の処分を変更する

（ 2 ）設計変更を行うまでの手続き

図 5 発注者が必要と認め変更する場合の手続き（ 2 - 2 - 8 ）



新	旧
<p>第2章 設計変更  2 - 2 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き  2 - 2 - 9 ~ 2 - 2 - 10  (略)</p> <p>2 - 3 指定と任意の正しい運用  (略)</p> <p>第3章 施工条件明示  3 - 1 設計図書への施工条件明示  (略)</p> <p>別添  工事打合せ簿記載例    工事打合せ簿記載例</p>	<p>第2章 設計変更  2 - 2 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き  2 - 2 - 9 ~ 2 - 2 - 10  (略)</p> <p>2 - 3 指定と任意の正しい運用  (略)</p> <p>第3章 施工条件明示  3 - 1 設計図書への施工条件明示  (略)</p> <p>別添  工事打合せ簿記載例    工事打合せ簿記載例</p>
<p>【建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン】  第2章 設計変更  2 - 1 設計変更の基本事項  (5) 設計変更が可能な場合&lt;設計変更が可能な具体的な事例&gt;</p> <p>【留意事項】  設計変更・先行指示・協議による指示にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。</p> <p>5. 工事打合せ簿への概算金額の記載を行う。  ただし、以下の事項を条件とする。  記載する概算金額は、『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。  また、緊急的に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。  概算金額については、契約金額ベースで記載する。  ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にすることとする。  概算額は、十万円単位を基本(十万円以下の場合は一万円単位)とする。</p> <p>上記に伴う工事打合せ簿の一般的な記載内容については、次項を参考とする。</p>	<p>【建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン】  第2章 設計変更  2 - 1 設計変更の基本事項  (5) 設計変更が可能な場合&lt;設計変更が可能な具体的な事例&gt;</p> <p>【留意事項】  設計変更・先行指示・協議による指示にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。</p> <p>5. 工事打合せ簿への概算金額の記載を行う。  ただし、以下の事項を条件とする。  記載する概算金額は、『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。  また、緊急的に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。  概算金額については、契約金額ベースで記載する。  ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にすることとする。  概算額は、十万円単位を基本(十万円以下の場合は一万円単位)とする。</p> <p>上記に伴う工事打合せ簿の一般的な記載内容については、次項を参考とする。</p>

**新  
工事打合せ簿**

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 受注者	発議年月日	(年号)〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 協議 通知 承諾 <u>報告</u> <u>提出</u> その他( )		
工事名	市道〇〇号線〇〇改良工事 (〇〇地先)		

(内容)

**【例】** 工の施工について  
 1. 建設工事請負契約書第 19 条により、別紙のとおり設計図書の変更を行うよう指示する。  
 【別紙に仕様書・図面等、施工に必要な資料を添付する。】  
 2. 下記に示す概算金額については、あくまでも概算であり、後日の変更契約に係る参考値として位置付けるものである。

概算金額 約 十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)  
 (本金額は、契約金額ベースの金額である。)【契約金額ベースで概算金額を記載する。】

ただし、特別調査等を要し単価等が直ぐに把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているか又は、何の単価を後日回答するかを記載する。  
**記載例：概算金額 約 十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)**  
**本金額は、契約金額ベースである。**  
 ただし、工の A 材料費を除く金額であり、A 材料費については後日回答します。  
 添付図 葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について 指示・承諾・協議・ <u>提出</u> ・受理 します。	その他 ( ) (年号)〇〇年〇〇月〇〇日
	受注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 承諾・協議・ <u>提出</u> ・ <u>報告</u> ・受理 します。	その他 ( ) (年号)〇〇年〇〇月〇〇日

(注) 打合せのつど 2 部作成し、各々保管する。

総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

**旧  
工事打合せ簿**

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 受注者	発議年月日	(年号)〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 協議 通知 承諾 <u>提出</u> <u>報告</u> <u>届出</u> その他( )		
工事名	市道〇〇号線〇〇改良工事 (〇〇地先)		

(内容)

**【例】** 工の施工について  
 1. 建設工事請負契約書第 20 条により、別紙のとおり設計図書の変更を行うよう指示する。  
 【別紙に仕様書・図面等、施工に必要な資料を添付する。】  
 2. 下記に示す概算金額については、あくまでも概算であり、後日の変更契約に係る参考値として位置付けるものである。

概算金額 約 十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)  
 (本金額は、契約金額ベースの金額である。)【契約金額ベースで概算金額を記載する。】

ただし、特別調査等を要し単価等が直ぐに把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているか又は、何の単価を後日回答するかを記載する。  
**記載例：概算金額 約 十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)**  
**本金額は、契約金額ベースである。**  
 ただし、工の A 材料費を除く金額であり、A 材料費については後日回答します。  
 添付図 葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について 指示・承諾・協議・ <u>通知</u> ・受理 します。	その他 ( ) (年号)〇〇年〇〇月〇〇日
	受注者	上記について <u>指示</u> ・ <input checked="" type="checkbox"/> 承諾・協議・ <u>通知</u> ・受理 します。	その他 ( ) (年号)〇〇年〇〇月〇〇日

(注) 打合せのつど 2 部作成し、各々保管する。

総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

**新  
工事打合せ簿**

発議者	発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	(年号)〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 通知 承諾 報告 提出 その他( )		
工事名	市道〇〇号線〇〇改良工事 (〇〇地先)		

(内容)

**【例】** 工の施工について  
建設工事請負契約書第18条第4項により、別紙のとおり設計図書の変更について協議します。  
【別紙に協議理由・対策検討の内容・数量・形状寸法、施工方法、図面等、必要となる資料を添付する。】

(発注者が記入)  
概算金額 約 十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)  
(本金額は、契約金額ベースの金額である。)【契約金額ベースで概算金額を記載する。】

ただし、特別調査等を要し単価等が直ぐに把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているか又は、何の単価を後日回答するかを記載する。  
**記載例：概算金額 約 十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)**  
**本金額は、契約金額ベースである。**  
ただし、工のA材料費を除く金額であり、A材料費については後日回答します。  
添付図 葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示・承諾・協議・提出・受理 します。	協議の回答において、変更対象と対象にしないものが混在している場合には、別途回答す
	受注者	上記について 承諾・協議・提出・報告・受理 します。	
		その他 ( )	(年号)〇〇年〇〇月〇〇日

(注) 打合せのつど2部作成し、各々保管する。

総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

**旧  
工事打合せ簿**

発議者	発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	(年号)〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 通知 承諾 提出 報告 届出 その他( )		
工事名	市道〇〇号線〇〇改良工事 (〇〇地先)		

(内容)

**【例】** 工の施工について  
建設工事請負契約書第19条第4項により、別紙のとおり設計図書の変更について協議します。  
【別紙に協議理由・対策検討の内容・数量・形状寸法、施工方法、図面等、必要となる資料を添付する。】

(発注者が記入)  
概算金額 約 十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)  
(本金額は、契約金額ベースの金額である。)【契約金額ベースで概算金額を記載する。】

ただし、特別調査等を要し単価等が直ぐに把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているか又は、何の単価を後日回答するかを記載する。  
**記載例：概算金額 約 十万円 増(減)額の見込みである。(参考値)**  
**本金額は、契約金額ベースである。**  
ただし、工のA材料費を除く金額であり、A材料費については後日回答します。  
添付図 葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示・承諾・協議・通知・受理 します。	協議の回答において、変更対象と対象にしないものが混在している場合には、別途回答する。
	受注者	上記について 指示・承諾・協議・通知・受理 します。	
		その他 ( )	(年号)〇〇年〇〇月〇〇日

(注) 打合せのつど2部作成し、各々保管する。

総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

新	旧
<p>別添 違算防止のための留意事項 （略）</p> <p>参考資料 設計変更に関する通達・通知等（国からの通達・通知類） （略）</p>	<p>別添 違算防止のための留意事項 （略）</p> <p>参考資料 設計変更に関する通達・通知等（国からの通達・通知類） （略）</p>